

理由

私立学校の健全な発達に資するため、理事会の設置等学校法人の管理運営制度の改善を図るとともに、利害関係人からの請求に応じて学校法人において財産目録等を閲覧に供することを義務付け、あわせて、各都道府県の実情に即して私立学校審議会を構成することができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。